

補助金調書

補助金名	福岡市緊急一時保護事業補助金				担当課 (連絡先)	市民局男女共同参画部男女共同参画課 (TEL406-1858)		
交付先	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	民間支援団体等			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期						
(公募の場合) 応募要件								
(非公募の場合) 非公募の理由	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。							
補助開始年度	平成13	年度	経過年数	26	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	母子等を保護する施設を運営し、自立して生活するための情報提供を実施している民間団体を支援する。							
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回			
終期を延長する理由	夫等からの暴力による被害女性等の安全確保及び自立に向けた支援を行うためには、行政が所管する緊急一時保護室のみでは不十分であり、民間シェルターの存在が不可欠である。 また、当該民間団体は特定非営利活動法人で、寄付金収入等によりシェルターを運営しており、財政基盤が弱いことから、当該補助制度を継続する必要がある。							
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費の1/2(千円未満切捨て) 団体50万円まで。						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度				
	件	1 件	1 件	1 件				
	500 千円	500 千円	500 千円					
前年度補助事業 の主な実施概要	安全な環境の確保と自立支援に関する事業 ・一時保護施設の運営(家賃・光熱水費・通信費) ・母子の自立に関する相談・支援等							
補助金交付 による効果	DV被害者の適切な保護と自立生活のための情報提供等を実施する民間団体を支援することにより、DV防止推進に寄与している。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。